

# 草津市での自転車安全利用啓発

## 「滋賀県自転車の安全で適正な利用の 促進に関する条例」 条例施行2年！ (平成28年2月26日施行)

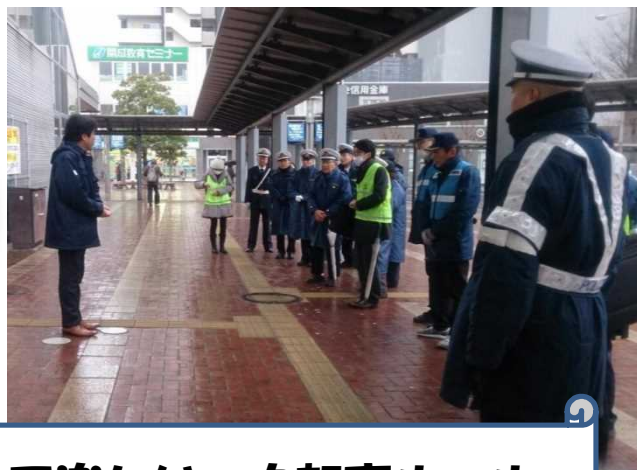
2月1日（木）朝、南草津駅において、自転車安全利用の街頭啓発を行いました。草津警察署交通課員、草津栗東交通安全協会指導員、草津市職員、滋賀県交通戦略課員の約30名で、通勤・通学などで駅を利用される方々を中心に啓発を行いました。

平成28年2月に「滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行され、「自転車損害賠償保険等の加入義務化」となっています。

滋賀県内で自転車を利用される方は、必ず保険に入り、安全に気を付けて、自転車に乗りましょう。



自転車に乗る幼児・児童・生徒・  
高齢者のみなさん。自分の命を  
ヘルメットで守りましょう。



『身につけよう 守って楽しい 自転車ルール』

(平成29年度 滋賀県交通安全スローガン)